日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第三章 労働災害と疾病

第三節 疾病

業務上疾病 業務上疾病の現状を知るため、労働省労働基準局では、一九四七年九月から一九四九年二月までの一八ヵ月間の業務上疾病報告を各都道府県労働基準局の医師である監督官に依頼した。一七府県からえられた全報告件数二一三七から集計された結果を示せば第114表のごとくである。

(注)全報告件数二、一三七は、一九四九年三月一日現在の報告都道府県(北海道、宮城、福島、茨城、栃木、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、香川、大分の一七府県)における労災保険適用事業所数九四、九二三に対して、一事業成当り〇・〇二二件、一カ月当りでは〇・〇〇一件、事業所数一、〇〇〇について毎月一件の割で業務上疾病が報告されてきたことになる。一方、この間の「業務上」災害と疾病とに対する一七府県の療養補償申請件数は一九八、〇六六で、一事業所当り二・一件、一カ月当り〇・一一七件、事業所数一、〇〇〇について毎月一一七件の療養申請があったわけである。そこで、業務上疾病として報告されたものは業務上災害をも含んだこの全療養補償申請件数の一・〇七%にすぎなかった。

ここで業務上疾病というのは、労働基準法施行規則第三十五条各号に該当するもので、労災保険 法の療養補償の対象となる疾病を指す。その内容は次の通りである。

労働基準法施行規則

- 第三十五条法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病は、次に掲げるものとする。
 - 一、負傷に起因する疾病
 - 二、重激なる業務に因る筋肉、腱、関節の疾病並びに内臓脱
 - 三、高熱、刺激性ガス若しくは蒸気、有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患
 - 四、ラヂウム放射線、紫外線、エックス線及びその他の有害放射線に因る疾病
 - 五、暑熱な場所における業務に因る日射病及び熱射病
- 六、暑熱な場所における業務又は高熱物体を取扱う業務に因る第二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業務又は低温物体を取扱う業務に因る第二度以上の凍傷
 - 七、粉じんを飛散する場所における業務に因るじん肺症病及びこれに伴う肺結核
 - 八、地下作業に因る眼球震盪症
 - 九、異常気圧下における業務に因る潜函病その他の疾病
 - 十、製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎
 - 十一、さく岩機、鋲打機等の使用により身体に著しい振動を与える業務に因る神経炎 その他の疾病
 - 十二、強烈な騒音を発する場所における業務に因る耳の疾患
 - 十三、電信手、タイピスト、筆耕手等の手指の痙攣及び書痙
 - 十四、鉛、その合金又は化合物に因る中毒及びその続発症
 - 十五、水銀、そのアマルガム又は化合物に因る中毒及びその続発症

- 十六、マンガン又はその化合物に因る中毒及びその続発症
- 十七、クローム、ニッケル、アルミニウム又はそれらの化合物に因る潰瘍その他の疾病
 - 十八、亜鉛その他の金属蒸気に因る金属熱
 - 十九、砒素又はその化合物に因る中毒及びその続発症
 - 二十、燐又はその化合物に因る中毒及びその続発症
 - 二十一、硝気又は亜硫酸ガスに因る中毒及びその続発症
 - 二十二、硫化水素に因る中毒及びその続発症
 - 二十三、二硫化炭素に因る中毒及びその続発症
 - 二十四、一酸化炭素に因る中毒及びその続発症
 - 二十五、青酸その他のシアン化合物に因る中毒並びにその続発症その他の疾病
- 二十六、鉱酸、苛性アルカリ、塩素、弗素、石炭酸又はそれらの化合物、その他腐蝕性又は刺激性の物に因る腐蝕、潰瘍及び炎症
- 二十七、ベンゼン又はその同族体並びにそのニトロ及びアミノ誘導体に因る中毒並びにその続発症
 - 二十八、アセトン又はその他の溶剤に因る中毒並びにその続発症その他の疾病
- 二十九、前二号以外の脂肪族又は芳香族の炭化水素化合物に因る中毒及びその続発症、その他の疾病
- 三十、煤煙、鉱物油、桐油、ウルシ、タール、セメント等に因る蜂窩織炎、湿疹その他 皮膚疾患
- 三十一、煤煙、タール、ピッチ、アスファルト、鉱物油、パラフィン又はこれらの物質を含む物に因る原発性上皮癌
- 三十二、第十四号乃至第三十一号に掲げるもの以外の毒性、劇性その他の有害物に因る中毒及びその続発症又は皮膚及び粘膜の疾患
- 三十三、患者の検診、治療及び看護その他病原体によって汚染の惧れある業務に因る各種伝染性疾患
 - 三十四、湿潤地における業務に因るワイル氏病
 - 三十五、屋外労働に起因する恙虫病
- 三十六、動物又はその屍体、獣毛、革その他動物性の物及びぼろその他古物の取扱による炭疽病、丹毒、ペスト及び痘瘡
 - 三十七、前各号の外中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する疾病
 - 三十八、その他業務に起因することの明かな疾病

右の各号中、一号、三号の「異物による」眼炎、六号の火傷、二十六号の酸・アルカリの腐蝕は疾病ではあるが、その発生転機には事故、災害の性質が濃厚で、しかも疾病というより、殆んど外傷である。また三十八号でも、設備管理の不完全による疾病、たとえば寄宿舎の集団的に発生した異型猩紅熱や、赤痢や、腸チフス、発疹チフス等の予防接種反応あるいはそれによる死亡のごときは、すべて事故災害と見做しうるので、一応これらを除外し、いわゆる職業病といわれる疾病に近いものを区別してみると、二、三一九例中二六七(二〇・二%)がそれに当る。その二六七についてみると、三号(眼疾患)、七号(塵肺)、十号(製紙工皮膚炎)、三十二号(種々の毒物中毒)の各号疾病が多く、次いで二号(運動器疾患)、十九号(砒素中毒)、二十四号(一酸化炭素中毒)、二十七号(ベンゼン中毒)の各号が比較的多く、その他は極めて少ない。また、二、三一九例について五九職種別にみると、例数の最も多いのは製糸および紡績、次で荷扱夫、雑夫、工作機械工、人絹・スフエ、金属加工、鉱山坑内夫、化学工、製材工等である。さらに、外傷性疾病と集団伝染病を除いた二六七例についてみると、製糸工が圧倒的に多く、次

いで鉱山坑内夫、精錬工、化学工、荷扱夫、染料顔料工、雑夫、機械器具修理工、機械器具工、塗装メッキ工等の順になり、紡績工、工作機械工、製材工は甚しく減少し、人絹スフエ、事務員のごとくは皆無となる。すなわち、外傷性疾病や集団伝染病がこれらの減少した職種には多発していることがうかがわれる。そこで、疾病別に職種の分布をみると次のごとくである。

- 一号、荷役夫、雑夫、木材工、工作機械工、組立修理工、製罐工、板金工、造船工、鋳物工
- 二号、荷扱夫
- 三号、紡績工、工作機械工、雑夫、製罐工、造船工、組立修理工、人絹スフエ、鉄鋲工、艤装工、 熔接工、電気工、配管工、精錬助手、自動車修理工、船夫

六号、鋳造工

七号、鉱山坑内夫、坑外夫、鋳物工、鉱山坑外運搬夫

七号、ゴムエ、ロクロエ

十号、製糸工、他の職種はない。

十八号、化学工、銅工

十九号、精錬工

- 二十四号、運転手
- 二十六号、紡績工、人絹スフエ、化学工、荷扱夫
- 二十七号、染料工
- 三十号、塗装工、工作機械工、土工
- 三十二号、薬品工、塗装工、染料工
- 三十八号、製糸工、電線被装工、織布工、事務職員

健康診断「昭和二十四年労働基準監督年報」によると、一九四九年の健康診断施行状況は、労働者数一〇〇人以上の事業所においては五八%、五〇人以上一〇〇未満においては三二%、五〇人未満においては一二%で、、全体を通じての施行率は四二%であった。また、その健康診断結果による一九四九年の産業別結核罹患者数、産業別病類別数を示せば第115・116表の通りである。

日本労働年鑑 第24集 1952年版 発行 1951年10月30日 編著 法政大学大原社会問題研究所 発行所 時事通信社 2000年6月1日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→■ 日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(http://oisr.org)